



SSKU 青い麦の会通信 令和8年7月号

7月例会報告

勉強会「親亡き後に備えるため家族が今できること」

講師：佐藤加根子氏（一般社団法人 障害のある子のライフプランサポート協会 代表理事）

日時：2026年7月1日（水）13:30～16:00

場所：鎌倉市福祉センター2階 福祉団体活動室

参加者：21名

佐藤氏は、現在34歳の「知的障害を伴う自閉症」と診断された息子さんを育てる親としての経験をもとに、法律・福祉・金融の専門家とも連携しながら、障害のある子と家族の「親亡きあと」に備え、家族の未来準備をサポートしています。

1. 障害のある子の将来と親の準備

近年、平均寿命が延び、統計上家族と同居の割合が多い、障害のある子もその親も共に高齢になり、同居の子との「老障介護」の問題が起こりやすくなってきています。いわゆる「8050」問題です。

どのような問題が起きるのか、それをどのように改善したら良いのかを考えてみましょう。

2. お金に関する親の不安と制度の注意点

障害のある人の浪費・詐欺被害にあう問題があります。また、入居施設で職員が入居者の預金を勝手に引き出していた事件もありました。やはり、親亡きあとは誰かにお金の管理をしてもらう必要があるようです。

そこで、法的代理人が、財産管理と身上保護を行う「成年後見制度」がありますが、注意点が4点あります。職業後見人には報酬を払う必要があること。いったん後見を開始したら、本人が亡くなるまで止めることが出来ないこと。本人の権利を護るのか、お金を護るのかは、後見人の考え方による個人差が大きいということ。それなら親族がなればよいのでは？とも思いますが、状況により最終的には家庭裁判所の判断で決められてしまう。成年後見制度は、本年6月改正案が成立しましたが、施行に当たって、金融機関・相続・不動産の実務の現場では今の制度が前提です。

障害のある子が成人すると、契約や手続きは、原則として本人が行うことが求められ、本人だけで難しい場合はこの成年後見制度が必要になることがあります。

わが子のために残すお金の使い方は、誰が決めたらよいのでしょうか。

だからこそ、親が元気なうちの準備が大切と言えるのです。

3. 親があらかじめできる5つの対策

親にもしものことが起きたら、次には、どのようなことが起こるでしょう。

親が亡くなる→相続が発生する→遺産分割協議が発生する→障害のある子が自分で適切に協議できないと→成年後見制度の利用を求められることがある→預金の名義変更や不動産登記が進まず、資産が凍結してしまうことがあります。

対策① 遺言書を書く：親の思いを法的に有効な形に残しておくということです。相続時に遺産分割協議書が必要ない。自筆でも良い。遺言執行者をあらかじめ指定しておく。そうすれば、どちらかが亡くなり相続が発生するときに成年後見制度の即時利用を避けられます。自筆遺言書は、法務局の「遺言保管制度」を利用すれば、紛失・改ざんのリスク等が避けられます。

対策② 「福祉型信託」の利用：自分の財産を“あげたい人(障害者や高齢者)”のために管理・運用・給付する



ことを信頼できる人や会社に託す制度です。福祉型信託には2種類あります。『民事信託』と『商事信託』です。

『民事信託』は、信頼できる人との間で結ぶ信託契約です。親（第1受益者）が、受託者（きょうだい児・いとこ・一般社団法人など）と信託契約を結び、管理してもらいたいお金を信託用口座に入金する。親の死亡後、受託者は、親の希望通り、お金を障害者本人（第2受益者）に渡す。本人の死亡後に残ったお金は、第3受益者（例：きょうだい児の子）に渡す。

『商事信託』は、銀行・信託銀行・一部の生命保険会社・民間の信託会社等に報酬を払って託す契約です。「特定贈与信託」「生命保険信託」「後見制度保険信託」などがあります。

「特定贈与信託」仕組みイメージ：親・祖父母が、信託銀行・信託会社（受託者）と信託契約を結び、受託者は、税務署申告などの手続きを経て、みなし贈与を障害者本人（受益者）にする。贈与税非課税で生前贈与できる。（特別障害者は6000万円まで、特定障害者は3000万円まで非課税）契約に基づいて本人に定期的に口座に振込。本人の死亡後は、残余財産をNPO法人・福祉団体などに寄付することが可能。なお、この信託契約には、必ず、代理人（きょうだい・成年後見人など）が必要となる。

「生命保険信託」仕組みイメージ：親が保険に加入し信託契約を結ぶ。子が死亡後定期的に口座に振り込まれる。

また、指図権者（きょうだい・親戚・社会福祉法人など）の請求により随時交付もできる。

対策③：本人自身では管理できないことを前提にするならば、障害者本人の名義に“大きいお金”を置かないということが大事です。子名義の通帳に大きいお金を貯めない。金融機関のコンプライアンスが厳しくなり親が子名義のお金をコントロールすることが難しくなります。

では、実際に、今すぐできるお金の管理は？

まず、子の口座に入る障害基礎年金や福祉手当などは、生活費として定期的に引き出して、使い道が見える形にしておきましょう。親が生活費を出しているなら、本人の生活費は親が預かること。そして、少しずつ、定期的に受け取り、受け取る流れを残しておきます。また、ある程度お金の管理ができそうな人は、少額で金銭管理を練習してみましょう。

対策④ 親子の未来準備マップ（ライフプラン）を作る

親の年齢、子の年齢の推移に合わせて、10年後、20年後・・・を先読みします。まず親のプランから作りましょう。親が〇〇歳になった時、どのような健康状態・暮らしになっているのだろうか？そして、その時、子は〇〇歳で、どのような暮らしになっているのだろうか？

対策⑤ インフレリスクに備える

2022年度以降は物価上昇が続いています。今の生活費を前提にすると、将来のお金は足りなくなる可能性があります。障害基礎年金は少し増えていても、物価上昇には追いついていません。また、預貯金に置いたままのお金は、価値が目減りしていきます。いまの100万円は、30年後には約55万円に目減り。どうしたら良いか。大切なのは、すべてを預貯金にすることでも、すべてを運用することでもなく、使う時期に応じて置き方を分けることです。使うお金、備えるお金、残すお金、のように。

♥ さて、我が家は、どのように準備したら良いのでしょうか？

正解はありません。準備の正解は、家庭ごとに違います。

- ・本人の症状・健康状態・家族の状況に合わせて考えます。
- ・親子のライフステージ・ライフプランに応じて柔軟に変えられることが重要です。
- ・出来るだけシンプルで、あとから管理しやすい方法を選ぶことが大切です。

♥ 準備はいつから始めればよいですか？

できることから、今すぐに始めましょう。

✿ 日常生活自立支援事業

この制度は、認知症や障害によって判断能力が不十分な人の金銭管理や福祉サービスの利用を支援する、社会福祉協議会によって実施されている制度です。成年後見制度の利用を検討するほど財産はないけれども、銀行に行くなど、日常的な財産管理が難しい人などが気軽に利用できるサービスです。精神障害者の利用多い制度。



1998年10月9日 第三種郵便物認可（毎月3回8の日発行）

2026年7月24日発行 SSKU 増刊通巻 第8520号

- ・子の口座に貯めていたお金を、少しずつ親の口座に移す。
- ・夫婦で遺言書を書く。
- ・祖父母やきょうだい児も含めて、将来の話をする。etc.

大事なことは、**親がまだ健康な今！始めることです。**（A.T.）



佐藤氏から、後日、下記のようなメールを戴きました。

「先日は講座のご感想をお送りいただき、ありがとうございました。

皆様からのご感想を拝見し、今後の備えについて具体的に考えて頂けたことを大変嬉しく思っております。

一点、補足させてください。

ご感想の中に「民事信託は銀行に相談すればよいのか」というご質問がありました。

講座の中でもお話ししましたが、信託銀行などが扱うものは、基本的には「商事信託」と呼ばれるものです。

一方で、ご家族の中で財産を託し、障害のあるお子さんの将来の生活を支える仕組みとして活用するものは「民事信託」と呼ばれ、銀行に相談すればそのまま対応してもらえる、というものではありません。

民事信託は、ご本人やご家族の状況、財産の内容、将来の生活設計等を踏まえて設計する必要があります。

佐藤は民事信託アドバイザーとしてご相談をお受けしておりますので、まずは佐藤の方でお話を伺い、必要に応じて司法書士などの専門家と連携しながら進めております。

もし会員の皆さまから同様の質問がありましたら、「まずは佐藤までご相談ください」とお伝えいただけますと幸いです。

このたびは貴重なご感想をありがとうございました。」

※ 佐藤氏への問い合わせ先は、 🔍 検索「一般社団法人 障害のある子のライフプランサポート協会」

感想より

- ・分かりやすく、親としての思いをどのように具体化しておくのがよいのかを学びました。
- ・今、親が元気なうちに、出来ることから、とにかく始めていきたい。→ 遺言書、ライフプラン、きょうだい・親戚との話し合い、子の口座にお金を貯めない、年金型の保険加入 等々
- ・成年後見制度のメリット、デメリットが解りました。
- ・お金のこと、法律のことは、親の気持ちと関係なくシビアに扱われるもの。
- ・再度、お話を聞きたい。「相談会」ぜひやってください。



心理勉強会 第2回 報告

「私たちの成長を振り返ってみましょう」 講師：井上雅弘氏（心理カウンセラー 「そらいろ」代表）

日時：2026年7月8日（水）13:30～16:00

場所：鎌倉市福祉センター 2階 福祉団体活動室

参加者：10名

今回は、支援する人の自己評価の大切さについて考えました。今回はその続きです。私たち自身にどのような成長や変化が生まれてきたのかを、一緒に振り返ってみたいと思います。当事者の回復につながるのは、当事者を変える力ではないのです。そのことを皆さんと考えてみましょう。

多くの支援者は、自分自身の成長を評価することが苦手です。我が子が〇〇出来ていない、という状況を、「私はまだ何も出来ていない」と、自己評価してしまいます。

しかし本当にそうでしょうか。結果はまだ変わっていかなくても支援者自身は確実に変化しています。その自己承認が、未来の変化量を決めるのです。

1998年10月9日 第三種郵便物認可（毎月3回8の日発行）

2026年7月24日発行 SSKU 増刊通巻 第8520号

支える人が自分自身を理解し、受容し、その成長を認められるようになると、相手の小さな変化にも気づけるようになります。すると、家庭には安心感が育っていきます。その安心は家庭の雰囲気となり、言葉や態度を超えて、当事者へと自然に伝わっていきます。その安心感は、「安心して過ごせる場所」となり、やがて、「回復できる場所」という安心を作ることにつながります。

先生の講義の後で、支援する人の自己評価の大切さについて考え、私達自身にどのような成長や変化が生まれてきたのかを、二組に分かれて話し合いました。

以前の自分と比べて少し変わった、少し優しくなった、少し待てるようになった、と感じられることは、その積み重ねが家庭の雰囲気を変え安心感が育っていき、結果として当事者の回復を支える土台となっていくという、とても大切な事を学びました。
(I.M.)

感想より

- ・自分自身のことを考えるのは難しいことですね。自分をほめることが大切ということはわかりました。
- ・「自分への眼差しは、そのまま相手への眼差しになる」のは、その通りと思いました。私は、兄を自分の尺度ではなく受け入れようとしてきたことで、兄との関係が変わってきたことを実感しています。

6月活動報告

初旬 「月刊みんなねっと」発送
10 運営委員会

7月活動報告

初旬 「月刊みんなねっと」発送
9 鎌倉市福祉当事者団体連絡会

8月の例会はお休みです



9月例会のお知らせ

「話そう会」です。心置きなく何でも話しましょう。新入会員の方も遠慮なくどうぞ！ みんな仲間です。



広報版

ひきこもる家族を持つ 親・きょうだいの集い



ひきこもっている家族がいるけれど、どう接したらよいかわからない。
相談機関に通っているけれど、状況が一向に変わらない。
そうした悩みを家族だけで抱え込んでいませんか？
同じ立場の皆さんと語り合うことで、分かち合い、一緒に考えます。

日時：2026年7月30日（木）14時～16時

場所：県立青少年センター 3階 研修室1・2

参加無料

発行人：特定非営利活動法人
障害者定期刊行物協会
〒157-0072
東京都世田谷区祖師谷 3-1-17
ヴェルドゥーラ祖師谷 102
TEL 03-6277-9611

編集人：青い麦の会
〒248-0025
神奈川県鎌倉市七里ガ浜東 3-27-6
TEL&FAX 0467-31-9323
定価：50円(会員は会費に含まれています)